

北条得宗家成立試論

細川重男
本郷和人

はじめに

鎌倉幕府を領導した北条氏とは、そもそもどのような家であったのか。そしてどのようにして武家政権の中枢に近づいていったのか。五味文彦先生の『吾妻鏡』の研究会を通じ、細川と本郷は共通の疑問をもち、議論を重ねてきた。そしてその作業の中から、いま一定の知見を得るに到った。そこで本稿を公にし、大方の批判を待ちたいと考える。

いまだき連名の論文は珍奇なようであるが、本稿は兩名共同の研究作業の成果であり、やむを得ずかかる形をとることにした。1は本郷、2と3は細川が主に叙述したが、私たちは本稿全体への責任を共有するものである。

1 北条時政像の再検討

a 北条時政と牧の方

源頼朝が関東に覇を唱え、鎌倉に拠点を定める以前、伊豆時代の北条氏の規模について、まず初めに考えてみよう。この問題については種々議論のあるところであるが、いわゆる豪族領主のうちに数えられるような発展を遂げていなかったであろうことは、ほぼ定説となっている。

これに対して、先ごろ注目すべき言及をされたのが杉橋隆夫氏である。

氏は論文「牧の方の出身と政治的位置」⁽¹⁾において

①北条時政後妻の牧の方は、平清盛の継母、池禪尼の姪である。

②牧の方と北条時政の婚姻は平治の乱以前に行われた。

③平治の乱後の頼朝の伊豆国蛭小島配流は、池禪尼―牧の方―北条時政の関係を前提として理解すべきである。

と説かれた。

氏は北条氏の規模について、直接には言及されておられない。しかし武門の棟梁としてときめく平清盛の継母、池禪尼の実家である牧氏の女性を妻に迎えられるのだから、北条氏が一介の田舎土豪であるとは、到底考えられまい。武士団としてかなりの規模を持つか、在庁官人として政治力を持つか、あるいは経済力を持つか、ともかくも何らかの形で図抜けた勢力を有する家だったと考えられよう。そしてこのように想定するならば、源頼朝が時政の娘である政子を正妻に迎え、鎌倉開府後も彼女を重んじたことは、極めて自然な成り行きである。

しかしながら、杉橋氏の説かれる②には、どうしても無理が生じてしまう。平治の乱以前に牧の方が時政と結婚したと推定すると、嫡男の政範を産んだとき、彼女は実年齢に四十六才だったことになってしまうのだ。⁽²⁾当時の貴族の女性は十代半ばで結婚し、出産する。四十代半ば、というのはあまりに高齢である。

(1) 北条得宗家成立試論 (細川 本郷)

牧の方と時政の間に産まれた子としては、北条政範、平賀朝雅夫人、宇都宮頼綱夫人が挙げられる。杉橋氏はこれに『曾我物語』に見える「当腹の娘」二人（政子より二才・四才年少⁽³⁾）を加えるが、「当腹」は「先腹」に対しての語であり、これが牧の方である確証はない。

『愚管抄』の「時正ワカ妻ヲマウケテ」⁽⁴⁾への氏の解釈も適当でない。氏は二人が婚姻した時点で（時政の年齢に関係なく）牧の方が「ワカ」と理解しているが、『愚管抄』を一読すれば明らかなく、「ワカ妻ヲマウケ」た時政は鎌倉政権樹立後の、幕府重臣たる時政である。中年の時政が、うら若い女性を妻にしたからこそかかる表記になるのであって、二人の年齢差が五、六才の筈がない。

時政が牧の方を妻に迎えたのは、やはり頼朝の政権が誕生した後のことだったのでないだろうか。四十代の彼は「ワカキ」牧の方を後妻に迎える。そして、先の三人の子が生まれる。彼らの生年を仮に朝雅室一一八四年、頼綱室八六年、政範八九年と推定すれば、これ以降の史実との間に全く齟齬が生じない。婚姻が八三年に行われ、牧の方が十五才であつたとすると、政範を産んだとき二十一才、後年、一族を引き連れて諸寺参詣をし、藤原定家の批判を受けたとき五十九才。まことに具合がよい。

さて、ここで注目したいのが『閑谷集』という歌集である。浅見和彦⁽⁶⁾氏の研究によれば、この歌集の作者は牧四郎国親の子、牧某であるという。国親は牧の方の父である三郎宗親の弟であるから、某は牧の方の従兄弟にあたる。そして興味深いことに、彼は北陸路、但馬国への平家の軍事活動に参加していたというのだ。

牧氏は下級ながらも歴とした貴族の家であり、『愚管抄』にも「武者ニモアラズ」と明記されている⁽⁷⁾。地方に赴く軍隊が編成されれば、軍隊を維持するための様々な事務的な仕事も派生する。おそらく牧某は、補

給等の実務をこなす幕僚として、平家の公達に随行したのであろう。

こうした牧氏の軍事活動への積極的な姿勢を見ると、牧の方の婚姻の事情も類推できよう。後述するように、牧氏と北条氏とは、源平内乱以前から交流を有していた。むしろそれは、貴族である牧氏に、北条氏がへりくだる、というものであつた。ところが北条時政は家の命運を源頼朝に賭け、賭けに見事に勝利した。武士との関与に積極的であつた牧氏は、時政に改めて注目する。新たな武士の棟梁の舅たる彼と縁戚を結ぶことは利益をもたらすと判断し、一女を彼の室とする。

牧氏との婚姻時が平治の乱以前であつたなら、伊豆時代の北条氏の像は従来とは違つたものになつてしまふべきである。しかし、杉橋氏の推定は成立しがたい。それゆえに、北条氏に過大な評価を与える方途もまた失われてしまった。北条氏のあり方をめぐる議論は、再び一から考え直さなければならない。

b 鎌倉開府前の北条氏

『源平盛衰記』は北条氏武士団が中核を成したと考えられる山木攻めの頼朝の兵力を九十騎としている。これには『吾妻鏡』治承四年八月二十日条に見える頼朝の直参四十六騎の一部とその軍勢、及び雑色・下人をも含むから、山木攻めに参加した北条氏武士団は九十騎の半数以下であつたろう。奥富敬之氏の推定の如く、北条氏武士団は、三十騎から五十騎程度ではなかつたか⁽⁸⁾。

一方、伊豆における代表的武士団である伊東氏の動員力は、『吾妻鏡』同年八月二十三日条によれば「三百余騎」。すると、伊東氏の動員力は北条氏の六倍から十倍であつたことになる。伊東氏が大規模な同族集団を形成していたのに対し、同年時点の北条氏が時政・宗時・義時それに平六時定の四人であつたことは、伊東氏と北条氏の規模に非常な開きの

あったことを示すものである。

北条氏は根拠地が三島国府の近隣であったこと、祖先に介を称する者が認められること、京都方面との通交を含めた流通に力があつたと推定されていること等から、伊豆国内では有力な武士団の一つであつたと推定されるが、伊東氏には比ぶべくもなかつた。時政は伊東氏の惣領祐親の女を妻としており(後述)、伊東武士団に包摂されつゝあつた可能性が高い。北条氏は傍から見た場合、伊東氏を支える一勢力、といったところが、客観的な評価だつたのではないか。

当時の北条氏の惣領時政は、自家の未来像をどのように描いていたのであろうか。これについては、子息三郎宗時・小四郎義時の名がヒントになると考えられる。二人の名のうち「時」は北条氏の通字であるが、では宗時の「宗」、義時の「義」は何者からの偏諱であつたのであろうか。当時の武家社会の慣習から、これはそのまま二人の烏帽子親を特定する可能性を持つ。

東国武士団にあつて「義」を通字とするのは、ひとり相模の三浦一族である。北条氏はこの三浦氏と、伊東氏を通じて姻戚関係にあつた。義時の母(時政の妻)は『前田本平氏系図』⁹⁾によれば「伊東入道女」であり、『三浦系図』¹⁰⁾によれば三浦義村の母(義澄の妻)も「伊東入道女」である。「伊東入道」は「工藤」階堂系図¹¹⁾によつて伊東祐親とわかる。義時の母と義村の母は姉妹と考えられるから、北条義時と三浦義村は母方の従兄弟同士であつた。このような姻戚関係からしても、義時の「義」は三浦氏嫡流(義澄或いはその父義明)からの偏諱であつたと考えられる。義時は三浦氏嫡流を烏帽子親としたのだらう。¹²⁾

では、嫡子宗時の「宗」は何者からの偏諱であらうか。これこそは前述の牧氏から与えられたのではないか。牧の方の父である宗親は、平氏一門の有力者池頼盛の代官として頼盛の所領駿河国大岡牧を領していた。

杉橋氏が明らかにした牧氏の系譜によれば、同氏はこの時期「宗」を通字としている。牧氏と北条氏には頼朝拳兵以前から関係があつた。むしろそれは杉橋氏のイメージとは異なり、全盛の平氏を後ろ盾とする牧氏に対し、北条氏が奉仕する、という体のものであつたと思われる。そうした関係を前提に、時政は嫡子の烏帽子親たることを、牧宗親に願つたのではないだらうか。

嫡子宗時を牧氏の烏帽子子とすることにより、牧氏を通じて駿河、更には遙か京都の平氏との連携を目論み、一方で次男義時の烏帽子親子関係を通じて相模三浦一族との協調を目指す、という東西両方面への勢力の伸長。時政は、それを画策していたのではないか。

もちろん、こうした動向をあまり過大に評価することはできない。三浦・牧両氏への接近は、せいぜい強大な伊東武士団に吸収されることを免れ、伊豆国内における自家の自立を守ることを目的としたものと解するのが妥当である。付言するならば、頼朝を女婿としたことも、将来に対する壮大な計画のもとに成されたものではなく、清和源氏の嫡流を女婿とすることによつて東国武士団内部、より限定的には伊豆国内における北条氏の地位の向上・安定を図つたのであらう。

c 外戚としての北条氏

北条氏は頼朝の正室政子を出した、源氏將軍家の外戚である。ゆえに北条時政が政治の中枢に位置を占めたと想定して、何の不都合があるだらうか。そう考える研究者は案外に多いのではないだらうか。

ところが先ず第一に、頼朝在世時についていうのなら、時政が政治的に重きを為していたという積極的な証左はない。御家人としての格をいうならば、彼の座席は常に平賀義信ら源氏一門の下位であつた。¹³⁾ 国司に任じられたのも、頼朝の死後である。政治の実権をいうならば、当時の

幕府政治は、頼朝と京下りの側近集団によって担われていた。

ついで、本節の主題であるが、「北条氏が外戚である」との評価は正しいのだろうか。私たちはこのことを、いま改めて問題にしてみたい。

頼朝の父、義朝は三浦氏の女性との間に悪源太義平をもうけた¹⁴。けれども源氏の嫡子は長男の彼ではなく、熱田大宮司家出身の母をもつ頼朝であった。三浦氏と北条氏の規模をいえば、今までの考察からして、まぢがいなく三浦氏が強大である。義朝と頼朝を比べれば、頼朝の社会的地位が高いことも疑いが無い。となれば、北条政子の正妻としての立場は、さほど安定していなかったのではないか。

そうした疑義がこれまでに提出されなかったことは、まことに不可思議と言わざるを得ない。北条時政のもとにさえ、貴族の女性が輿入れをしているのである。高貴な女性でも、有力豪族の娘でも、鎌倉の覇者に相応しい女性を、頼朝は正室に迎えられる筈である。それをしなかったのは、おそらくは頼朝の政治的な判断ゆえであり、そうした事態の招来を拒む主体性が北条氏の側にあつたわけではないだろう。頼朝と政子の婚姻がそうしたものであつたとすれば、こういう場合に「外戚」の呼称は益々そぐわない。

そもそも「外戚」とは何だろうか。二つの条件を提起したい。

1、ある権勢の家Aに、A家の次代をになう子を産むための女性を、安定して供給する家。

2、条件1を満たしながら、A家とあまりに身分が隔絶していない家。

1については、説明は不用であろう。2については時代が多少齟齬するが、鎌倉時代後期の天皇家と五辻家を例としてとりあげる。



これを見ると、当時の五辻家は、まぎれもなく「天皇家の子供を産む女性を出す家」であつた。ところが同家を天皇の「外戚」と呼んでいる史料はないし、同家はほとんど政治の表面に現れない¹⁵。当時の朝廷の政治は天皇家が中心となつていたにもかかわらず、である。五辻家はかつがつ公卿に昇る羽林の家であり、天皇家とはあまりに身分が隔絶していた。そのために、同家は外戚とは認められなかったのではないだろうか。

話を源頼朝と北条政子に戻す。頼朝は自らの不遇の時期を支えてくれた乳母比企尼を重んじ、子息頼家や弟範頼、義経、それに源氏一門の平賀義信に比企氏ゆかりの女性を配した¹⁶。北条氏の女性を妻に迎えたのは、阿野全成だけである。頼朝は源氏一門の妻として、北条氏ではなく、比企氏を選択しているのである。すなわち、北条氏は右の1を満たさない。

そのうえ北条氏の身分を考慮するならば、同氏が源家の正妻の実家に相応しいとは思えない。先に記したように、三浦氏の女性が産んだ義平さえも、嫡子として扱われなかったのである。北条氏は2もまた満たしていない。

こうして見ると、北条時政は將軍の外戚であり、それゆえに権勢を振るつたなどと軽々に言えないことが分かるであろう。もちろん、北条政子が頼朝の妻であつたことは重大な意味を持つ。後の北条氏政権は、彼女の存在抜きには語れない。しかし頼朝在世時についていうならば、彼女の存在を過大に評価するのも、以上の理由からの外れであろう。頼朝自身が彼女をどう評価していたかはさておくとして、武士社会は彼女をかけがえのない存在とは認めていなかったであろうから。

では、北条氏と政権の座をつなぐ要因は、他にどこに求めればいいのか。そこで我々は、時政の子、北条義時に注目してみたい。彼の存在は北条氏にとって、どんな意味を持っていたのだろうか。

2 北条義時像の再検討

a 江間小四郎

北条義時は『吾妻鏡』においては、相模守任官以前は「北条小四郎」又は「江間小四郎」・「江間殿」等と呼ばれるが、北条姓で呼ばれたのは二十三例、江間姓で呼ばれたのは五十九例であり、江間姓の方が圧倒的に多い。しかも、北条姓の場合には、父時政・兄宗時との連記で「同四郎」と記された六例を含むから、単独で北条姓で呼ばれた例は更に少なくなってしまう。更に注目すべきは、義時の嫡子泰時の通称である。泰時は『吾妻鏡』ではなんと一度も北条姓で呼ばれておらず、苗字を記した場合は全て「江間」(含「江馬」)の姓で呼ばれている。これは明らかに義時の家が江間氏であり、北条氏ではなかったことを示している。義時は北条氏の庶家江間氏の始祖であったのである。

これまで牧氏の変までの義時は、北条氏として時政と一心同体の存在として考えられることが多かった。もちろん、二人は父子であり、義時及びその家江間氏を、北条氏に包括して考えること自体は問題ではない。しかし、『吾妻鏡』の記述からは、時政は北条氏、義時は江間氏として別個に考える視点も必要であると思われる。

時政の嫡子は宗時であり、彼は石橋山の戦いで陣没する。こののち、時政の北条氏本家は何者に継承されることになっていたのであろうか。これには候補者が二人存在する。一人は牧の方の腹に生まれた政範である。彼は元久元(一二〇四)年十月十四日条の『吾妻鏡』初登場時に「左馬権助」、同年十一月五日条の卒伝には「従五位下行左馬権助平朝臣政範卒年十六時在京」とあり、十六歳で既に叙爵している。この時期の北条氏としては破格の待遇であり、時政の嫡子であったことは明らかである。先述の『閑谷集』の作者、牧某は政範を「木高き花影」と呼び、元

久元年十一月の彼の夭折を聞いて「墨染の袖しぼるばかりに」涕泣する。

いま一人の候補者は義時の次男で、後に名越氏の祖となる朝時である。名越の家名は時政の邸宅であった名越邸から出ており、朝時が祖父の邸宅を継承したことを示している。泰時の母は「御所女房阿波局」¹⁷⁾であり、その父を確認できないが、朝時の母は良く知られているように比企朝宗の娘である。かつて比企氏の守護分国であった能登・越中・越後の北陸三ヶ国は朝時に引き継がれ、その後長く鎮西と共に名越氏の分国となっている。時政は雄族比企氏の縁に繋がる(北陸三ヶ国に權益を主張することができ)この孫を後継者に考えていたのではないか。¹⁸⁾義時と朝時の父子関係が後年良好なものではなかったことには、このような背景があったとも考えられる。朝時以来、名越氏が一貫して得宗家に対抗し続けた理由も、名越氏の側には自家こそが北条氏の正統であり、得宗家は本来分家である江間氏の後継者に過ぎないという意識があったためではないだろうか。

元久二(一二〇五)年六月、牧氏の変が起こり、將軍の座を脅かした平賀朝雅は誅され、牧氏は京都に追放された。時政は伊豆に引退し、義時が北条氏の惣領となる。既述の考察に従うならば、この事件は、庶家江間氏による本家北条氏の乗っ取りという側面を有していた。

また、義時のみならず、北条政子の地位の上昇にも注目すべきであろう。頼朝在世時には当然頼朝がすべてを総覧し、頼家が將軍位にあったときは將軍の縁戚といえは比企氏であった。実朝が將軍位に就き、かつ平賀朝雅と牧氏が政治の表舞台から退いたこの時点において、北条政子は將軍の母として、真の意味で政治的発言力を得た。実朝を擁しての、政子と義時の二人三脚の政治活動が開始されるのである。

b、鎌倉殿家子

『吾妻鏡』宝治二(一一二四八)年閏十二月二十八日条に、足利義氏と結城朝光のまことに興味深い争いが記されている。事の発端は義氏と朝光の書状のやりとりであった。このとき、義氏から送られてきた書状の薄礼を怒った朝光は、同じく薄礼な返事を送り返した。ために今度は義氏が怒って「相論」となり、これが幕府に持ち込まれた。義氏の主張は自分は「右大将家御氏族」であり、朝光は頼朝に「仕」えた者であるということ、つまり自分は頼朝の一門であり、頼朝の従者である朝光に対し薄礼の書状を送るのは当然というものであった。これに対し朝光は所蔵していた頼朝署判の「注為宗之家子侍交名」なる文書を提出した。この文書は正式な証拠として採用され、その内容により足利氏と結城氏が「可為同等礼之由分明」であることが判明。つまりは幕府は朝光の勝訴と断じたのである。

この事件には思わぬ副産物があった。この「注為宗之家子侍交名」によって、当時「江間小四郎」と称されていた義時が、頼朝の「家子専一」であったことが明らかになったのである。感激した連署の極楽寺重時(義時の三男)は朝光よりこの交名をもらいうけ、替わりに案文とこの間の事情を記した自筆消息を朝光に与えた。

このエピソードは、これまで源氏一門と有力御家人の序列を考察する素材とされてきた。それは後に考察するとして、私たちがまず注目するのは「家子」ということばである。一般に鎌倉將軍の従者は御家人として一括して扱われることが多く、頼朝期には「門葉」「家子」「侍」の区別があったことは一部で指摘されながら、これまであまり注目されて来なかった。

門葉は『吾妻鏡』には四例しか使用例がないが、そのうち元暦元(一一八四)年三月十七日条では、源平合戦に従軍して西海にあった板垣兼

信(一条忠頼の弟)が書状で「適列御門葉」している自分は「奉一方追討使。可為本懐之処」に、土肥実平が「称蒙各別仰」して「西海雑務」や「軍士手分」を勝手に指揮していると頼朝に苦情を訴えている。これに対し頼朝は西海での指揮は「不可依門葉。不可依家人」のもので、個人の器量に拠るべきであるとして、兼信の言い分を退けている。また文治二(一一八六)年二月二日条に、頼朝が京都に送った文書の中で毛呂季光が豊後守に推挙された。藤原氏の季光が国守に推挙された理由は、建久六(一一九五)年正月八日条に「有由緒被准門葉」と記されている。この二例によって「門葉」が清和源氏一門(頼朝の血族)を指すことは明白である。板垣兼信は甲斐源氏であり、六人受領で知られるように頼朝期には国守任官は源氏一門に限定されていた。例外的な毛呂季光の任官は「被准門葉」れていたが故であったのである。「准門葉」ぜられた例にはもう一つ、建久六年十一月六日条があり、この日頼朝は秀郷流藤原氏の下河辺行平に対し「殊被施芳情之余。於子孫永可准門葉之旨。今日被下御書」れている。以上の三例が頼朝の「門葉」についての『吾妻鏡』の記事の全てである。

次に、家子を見る。『吾妻鏡』には十九例程の使用例があるが、大半は「御家人の家子」の例で、この場合は一般の武士団において惣領と血縁を有し、血縁の無い従者である「郎従」より上位に位置付けられる「家子」を指している。「頼朝の家子」の例はわずか二例。一つは前述の宝治二年閏十二月二十八日条であり、今一つは建久元(一一九〇)年九月二十九日条で、頼朝上洛のための随兵記において「於家子并豊後守・泉八郎等。被加殿字」というものである。この豊後守は前述の毛呂季光である。泉八郎は残念ながら不明である。「被准門葉」れ明らかに一般の御家人より上位に置かれていた毛呂季光と並んで、「殿字を加えられた」という「頼朝の家子」は、門葉やこれに准ぜられた者と同様に、や

はり一般の御家人より上位に置かれていたと考えるべきであろう。

「侍」については、これまで殆ど言及されたことは無い。『吾妻鏡』に見える「侍」は六十五例程であるが、その意味するところは大別して次の三つである。①公卿・諸大夫・侍という品秩における侍品。②諸家（御家人・公家等）に仕える者の種類のひとつとしての侍。③いわゆる御家人。③の「侍」が御家人を意味することは、御家人統率機関が「侍所」、幕府での御家人の詰所が「西侍」「東侍」であることから明らかであり、この他にも六例ほどを指摘することができる。よって、前述した宝治二年閏十二月二十八日条の「注為宗之家子侍交名」の「侍」も、御家人を意味すると考えられる。

以上のことから、現在一まとめにして「御家人」と呼ばれている武士達には、少なくとも頼朝期には「門葉」(含「被准門葉」れた者)・「家子」・「侍」の区別があったことがわかった。「門葉」は源氏一門、「侍」は將軍と血縁の無い従者、つまり一般の武士団における郎従、ということになる。では、「家子」はどのような存在であったのであろうか。

繰り返すが、一般の武士団であれば、家子は惣領との血縁を有する者を指す。ところが、頼朝期の鎌倉幕府にあっては、一般の武士団において家子とされた一門を「門葉」と位置付けしてしまったため、頼朝の家子は一般の武士団とは少し異なる形で形成されたと考えられる。頼朝の家子の姿を垣間見せていると推定されるのは、『吾妻鏡』養和元(一一八一)年四月七日条の次の記事である。

御家人等中。撰殊達弓箭之者亦無御隔心之輩。毎夜可候于御寝所之近辺之由被定云々。

江間四郎 下河辺庄司行平 結城七郎朝光 和田次郎義茂
梶原源太景季 宇佐美平次実政 榛谷四郎重朝 葛西三郎清重

三浦十郎義連 千葉太郎胤正 八田太郎重直

ここに見える十一人には、宝治二年閏十二月二十八日条の「注為宗之家子侍交名」で家子と確定できる北条義時と結城朝光、そして建久六年十一月六日条で子孫が「准門葉」せられた下河辺行平が含まれている。御家人の中から「殊達弓箭之者亦無御隔心之輩」を選抜して頼朝の寝所を警護させたということからしても、この十一人が後に「家子」とされたグループの原型にあたるのではないだろうか。頼朝の「家子」とは、御家人、或いは御家人の子弟の中から、特に頼朝と個人的に親しい者を選抜して作られたグループであり、頼朝個人の親衛隊ではなかったか。

鎌倉將軍は、室町將軍の奉公衆、徳川將軍の旗本にあたるような直轄の軍事力を保有しなかった。鎌倉御所の警護を務めた番衆も將軍直屬軍という色彩はさほど顕著ではない。鎌倉將軍の軍事力とは、各御家人の有する軍事力の集合体であった。だが、頼朝が直屬軍の形成を意図していなかったという確証もない。頼朝が將軍の直屬軍として育成しようとした存在、それが家子であったとの推測も可能であろう。

以上の解釈が正しいとすれば、『吾妻鏡』宝治二年閏十二月二十八日条は次のように解釈される。門葉たる足利義氏は家子である結城朝光よりも本来上位の位置付けにあった。しかし、この事件が起こった宝治年間には北条氏の権力は既に確立されていた。足利氏が家子結城氏に対しあくまでも自らの優位を主張すれば、それは直ちに次のような反論を喚起したのであろう。ならば、足利氏は「家子専一」の北条義時よりも上位にあったのか。それゆえに義氏は朝光を勝訴とする幕府の裁定に、不本意ながらも口をつぐまざるを得なかったのである。

義時が頼朝の「家子専一」であり、この「家子」が一般の御家人たる「侍」よりも上位に位置付けられていたとすると、これまでいろいろな解釈がなされて来た『吾妻鏡』における幾つかの不可解な記事に対して

一貫した解釈が可能となる。

1、建久三(一一九二)年五月二十六日条 散歩していた「江間殿息童金剛殿」は泰時(当時十歳)の前を騎馬のまま行き過ぎた多賀重行に對し、源頼朝は「礼者不可論老少。且又可依其仁事歟。就中如金剛者不可准汝等傍輩事也。争不憚後聞哉」と言い放ち所領を没収、重行を庇った泰時にはこれを褒めて剣を与えた。このエピソードは「江間殿息童金剛殿」という表現や北条氏の優位を強調した内容から、捏造された話ともとられかねないが、泰時が「家子専一」たる義時の嫡子であり、家子江間氏を継ぐべき者であったとすれば、「侍」多賀重行の行為は頼朝の構想していた鎌倉の秩序に反するものであった。頼朝の怒りの第一の原因もここにあったと解釈すれば、ことさらに捏造ではと疑う必要はなくなる。

2、正治元(一一九九)年四月十二日条 頼家の親裁を止める十三人合議制がこの日成立した。合議制のメンバー十三人の中で父子は時政・義時の北条氏のみなのであるが、二人を父子で一心同体と捉えず、時政(北条氏)は頼朝の舅、義時(江間氏)は家子の代表とすれば、解釈が可能である。

3、承元三(一二〇九)年五月十二日条 宿老和田義盛の上総国司推挙の是非について將軍実朝から相談されると、北条政子は「故 將軍御時。於侍受領者可停止之由。其沙汰訖」を理由に強く難色を示した。ところがこの時点で、時政(遠江守。既に牧氏の変で失脚)・義時(相模守)・時房(遠江守。後、駿河守を経て当時は武蔵守)の北条父子は既に受領に任官している。つまり、政子には自分の実家北条氏は只の「侍」ではないという意識があったことになる。通常、これは北条氏が將軍の縁戚であったことで説明されているが、義時が家子あり、侍よりも上位にあったことも考慮にいれれば、より説得的になると思われる。

4、承元三(一二〇九)年十一月十四日条 北条義時は將軍実朝に對し、自身の伊豆以来の郎従である「主達」を、「侍に准ずべき」ことを申請した。これは実朝によってあっさり拒否されてしまっているが、そもそも義時の要求自体、かなり無謀なものであったと言える。しかし、前述の政子同様、義時の側には自分は只の「侍」ではないという意識があったのではないか。もちろん將軍の叔父ということもあるが、同時に自身が頼朝の「家子専一」であったことが、一見無謀な義時のこの時の要求の背景にあったと判断できる。

以上、頼朝期鎌倉幕府のヒエラルキーについて考察して来たことをまとめれば、次のようになる。頼朝は自身の下に結集した武士達を門葉・家子・侍の三ランクに区分していた。門葉は源氏一門、家子は頼朝によって選抜された側近・親衛隊、侍はいわゆる一般の御家人である。一般の武士団と比較すれば、門葉は惣領の血族である家子、侍は惣領と血縁を有さない従者である郎従にあたるが、鎌倉幕府の家子は独自のものでこれに比定されるものは一般の武士団には認められない。強いて言えば室町將軍の奉公衆に近いと言えようが、奉公衆ほどには組織されておらず、人数も少数であったと考えられる。

門葉・家子・侍は鎌倉幕府の身分秩序であり、この上下関係を頼朝は厳格に維持しようとしていたようである。だが、一方で前述の板垣兼信の例に見た如く、実際の軍事・政治面にあつてはこの身分秩序よりも個人の力量を重視することもあった。そのためか、この身分秩序は頼朝の努力にも拘わらず、あまり後世に伝わらなかつたようである。足利義氏と結城朝光のエピソードそのものが、門葉・家子という言葉自体が宝治年間には既に廃れていたことを示しており、やがて鎌倉將軍の従者は全て御家人として一括して認識されるようになる。ただ、「江間小四郎」義時が頼朝の「家子」、しかもその「専一」であったことは、義時が頼

朝の義弟(妻の弟)であったという個人的関係と同等に、頼朝期の幕府及び鎌倉武家社会において義時を特殊な、しかも高い地位に位置付けていたと推定されるのであり、これは頼家期以降の義時の覇権確立に至る最初の重要な根拠の一つであったと考えられる。

3 北条得宗家について

a 得宗

北条時政から高時にいたる北条本家の一流を、私たちは得宗と呼ぶ。そして得宗とは、北条義時の法名であると了解している。

ところが、得宗が義時と結びつく語であることを示す史料は実は極めて少ない。延文四(一二三五)年付「石清水社務囊清注進状」に「義時号得宗」とあるのが、世に知られた殆ど唯一の例ではないかと思う。

いったいこの「得宗」という語は何なのか。というのは、義時の法名は『佐野本北条系図』⁽²⁷⁾によれば「観海」である。泰時の法名が「観阿」であることからしても、これが彼の法名に相応しい。すると得宗とは、法名であるにせよ、追号ではなかったか。

それにしても得宗とは、他に例を見ない奇妙な号である。そこで私たちは、『太平記』⁽²⁸⁾に「徳宗領」、『梅松論』⁽²⁹⁾に「(北条氏の)家督を徳宗と号す」等とあることを手がかりに、得宗の「得」は本来「徳」ではなかったかと考えてみる。得分と徳分、有得人と有徳人が同義であるように、「得」は「徳」に通じるのではないか。しかし「徳宗」でも、やはりその後の北条氏家督とは接点がない。

そこで更に思いつくのは「宗」もまた他の字の略ではなかったか、ということである。『若狭国税所今富名領主代々次第』⁽³⁰⁾に「号徳崇」とあり、鎌倉の宝戒寺境内にある高時を祀った徳宗権現は「徳崇」の字が当てられている。⁽³¹⁾この「徳崇」であれば、得宗歴代と結びつく。つまり、

時頼の法名が「道崇」、貞時は「崇演」(初め「崇暎」、高時は「崇鑑」。時宗は「道果」であるが、後期得宗四代のうち三人までが法名に「崇」の字を有している。この他、時宗の連署政村が「覚崇」、高時の連署金沢貞顕が「崇顕」と、得宗と極めて親しかった北条氏有力者二人がやはり「崇」字を法名に持っている。またこれら「崇」字を持つ法名が禅宗系の法名であることは明らかであろう。得宗あるいは徳宗では意味不明だが、「徳崇」であれば、時頼期以後に贈られた禅宗系の追号であった可能性がある。

いま漢和辞典を繙いてみると、「崇」を「すう」と読むのは慣用読みであって、正式な音は「しゅう」。一方、「宗」は「天台宗」のごとくに「しゅう」と読まれていた。すると「徳崇」の音は「とくしゅう」で、それで後に「得宗」という字が充てられたのではないか。すると「北条得宗家」は「ほうじょうとくしゅうけ」、「得宗専制」は「とくしゅうせんせい」ということになる。

「崇」字を法名にもつ初めての得宗、時頼は得宗歴代で初めて禅宗に帰依した人であり、卒去に際しても禅僧としての威儀を正して往生したとされる。⁽³²⁾本来彼は、宗家を継ぐべき者ではなかった。兄経時の夭折によって、俄に得宗の地位に就いたのである。この事実が時頼にとって弱点であったことは、時頼の執権就任に際し、名越氏のあからさまな反抗が起こった点からも明らかである。そして義時もまた既述の如く、本来北条氏本家を継ぐべき者ではなかった。

時頼にとつて、偉大な曾祖父義時との一体感を強調することは、自己の立場の強化の一つの方策となったのではないか。故に時頼は義時に自己の帰依した禅宗系の追号「徳崇」を贈って義時を顕賞し、同じ「崇」の字を有する「道崇」を自身の法名に選んだのではないだろうか。義時に追号を贈ったのは、時頼であったと推定してみたい。

時頼の子の時宗は、法名に「崇」字を持たない。このことには、彼以外の時頼・貞時・高時が執政の途中で出家し、その後も長く生存した、すなわち法名の選択にあたって自己の意志を反映し得たのに対し、時宗は急病で出家当日に没したことが影響しているのではないかと思われる。また、貞時・高時という歴代最後の二人の得宗が「崇」字を上につけたのは、それだけ「崇」字に対する敬意が増したことを示すものと考えられよう。

b 関東の武内宿禰

得宗家は自家の始祖を義時であると主張する。時政ではなく義時に得宗(徳崇)の号を贈り、それを家の名とする。その理由は、常識的には、時政が牧氏の変によつて失脚して終わりを良くしなかつたこと、これに対し義時は、幕府最大の危機たる承久の乱を勝利に導いたことに求められよう。また、右に述べたように、北条時頼の置かれた政治的状况も考慮すべきかもしれない。本稿の最後に、そうした見解をふまえながら、得宗家あるいは幕府の歴史における義時の位置付けについて、もう一度違う角度から考えてみたい。

義時には武内宿禰の再誕であるという伝説がある。これは『古今著聞集』巻一「神祇」に、ある人が八幡に参籠した際の夢に、武内宿禰が現れ、八幡神より「世の中乱なんとす。しばらく時政が子に成て、世を治むべし」との命を受けたというものである。加えて鎌倉末期の徳治三(一二三〇)年八月の日付を持つ『平政連諫草』⁽³⁴⁾にも「就中先祖右京兆員外大尹者、武内大神再誕」とあり、鎌倉末期にはこの伝説が鎌倉幕府中枢を含めた武家社会知識層の間に広く知られていたことを示している。そして義時没後わずか三十年後の建長六(一二五四)年に成立した『古今著聞集』に記載されていることは、この伝説が義時没後そう遠くない時

期に語られ始めたものであることを示している。

武内宿禰は長命な人物として世に知られた存在であるが、義時との共通性の第一は、数代の主君(宿禰の場合、天皇。義時の場合、將軍)に仕えたとされる点であろう。記紀等⁽³⁵⁾によれば武内宿禰は景行・成務・仲哀・心神・仁徳五代の天皇に仕え、景行朝では「棟梁之臣」、成務から仁徳朝では初代「大臣(おのおみ)」を務めたとされる。対して義時は頼朝・頼家・実朝・頼経の將軍四代に仕え、実朝・頼経の二代で執権を務めている。代数が完全に一致する必要はないのであつて、複数の主君に仕えた点がまず肝要であろう。

武内宿禰と義時の共通性を考える時、重要となるのが神功皇后と北条政子の存在である。『吾妻鏡』の政子の卒伝には「神功皇后令再生」とある。神功皇后は仲哀天皇の皇后でありながら、近代以前には天皇歴代に数えられており、政子もまた、鎌倉將軍歴代に数えられている⁽³⁷⁾。源氏嫡流が絶えた後、偉大なる頼朝の妻として、政子は重要な役割を担う。

政子が神功皇后であつたとすれば、西方筑紫の地で誕生した応神天皇に比ぶべきは、京都に生まれ、二歳で東の方鎌倉に下向した四代將軍藤原頼経である。武内宿禰は応神の即位に反対して起こつた香坂・忍熊両王の乱を神功皇后と共に平定しており、義時も又、頼経の初政に勃発した承久の乱を政子を奉じて平定した。『愚管抄』第一「皇帝年代記」の神功皇后条は「男ノスガタヲシテ新羅。高麗。百濟三ノ国ヲウチトリテ。応神天皇ヲウミタテマツリテ。武内ヲモテ為後見。応神ノアニノ御子ヲチ謀反ノ事アリケリ。武内大臣ミナウチカチテケリ。此事サノミハ代々ニ注ツクシガタシ」と記し、武内宿禰を応神天皇の「後見」とし、香坂・忍熊両王の乱を平定したのは武内宿禰としている。義時は將軍の「御後見」たる執権⁽³⁸⁾であり、政子を助けて承久の乱を勝利に導いた。

数代の主君に仕えた後、以前の主君の妻である偉大な女性と共に、政

権の本拠地から遠く離れた西方の地で誕生し来たった幼い新主君を支え、その初政を乱す戦乱を平らげる。これは武内宿禰の物語であると共に、そのまま義時の物語でもある。再び書くが、『古今著聞集』によれば、武内宿禰が義時として再誕したのは「乱世を鎮めよ」という八幡神の神命によってであった。八幡は言うまでもなく源氏の氏神、関東の守護神である。まさに義時は鎌倉の大臣、関東の武内宿禰であった。源頼朝の天孫降臨によって始まった関東草創の神話は、武内宿禰たる義時の承久の乱平定によって幕を閉じる。

この神話に基づくならば、義時の嫡系たる得宗家は、八幡神の神託によって再誕した関東の武内宿禰の直系ということになる。この得宗家の始祖神話は、得宗家が鎌倉將軍の「御後見」の「正統」の家であること⁽⁴⁰⁾と、つまり得宗専制政治の理論的根拠となるものである。得宗家はかかる神話を用意しながら、時政ではなく義時を家祖として顕彰していくのである。

むすび

北条氏は本来、伊豆国の小さな武士団であった。しかし北条時政が頼朝に命運を賭け、家の隆盛をもたらし。ただし源氏と北条氏とは家格が隔絶しており、北条氏は外戚であったから政治権力を掌握した、という理解は十分ではない。そこで私たちは北条義時の存在に改めて注目する。義時は本来北条氏の正統な後継者ではなく、頼朝の第一の家子として、独自に地歩を築いていた。牧氏の変で時政が失脚すると、彼は北条宗家を継承し、時政の政治権限を受け継ぎ、姉の政子を奉じて將軍の後見役となる。

のちの北条得宗家はこうした義時の活動に自己の存在理由と正統性を求める。彼を顕彰して家の始祖と仰ぎ、神話をも形成するに到る。

以上が細川と本郷が到達した見解である。比企氏の失脚、牧氏の乱など、具体的な政争の内実に触れられなかったので、言及が抽象的になった感否めない。今後、こうした見通しに基づいて、一つ一つの政争を解釈し直し、ここに提出した仮説の検証に努めていきたいと思う。

〔註〕

- (1) 上横手雅敬氏監修『古代・中世の政治と文化』（思文閣出版、一九九四年）所収。
- (2) (1)に同じ。
- (3) 『曾我物語』巻二「時政が女の事」。
- (4) 『愚管抄』巻六「順徳」。
- (5) 『明月記』安貞元年正月二十七日条。
- (6) 浅見和彦氏『閑谷集』の作者（有吉保編『和歌文学の伝統』所収、一九九七年、角川書店）。
- (7) (4)に同じ。
- (8) 奥富敬之氏『鎌倉北条一族』（新人物往来社、一九八三年）二〇～二二頁。
- (9) 尊経閣文庫所蔵『諸家系図』所収「平氏系図」（東京大学史料編纂所以下、東大史料と略称）に影写本あり。
- (10) 群書系図部集所収。東大史料架蔵謄写本。
- (11) 統群書類従・系図部。
- (12) 『吾妻鏡』文治五（一一八九）年四月十八日条によれば、三浦義澄の十男義連（佐原氏祖）は頼朝の強い要請によって時政の三男時房（初名時連）の烏帽子親となっている。頼朝が三浦義連を時房の烏帽子親に選んだことは、文治五年に至るも北条氏と三浦氏の武士団としての実力にそれだけの差があることを示しているのではないか。
- (13) 本郷和人「信濃源氏平賀氏・大内氏について」（『松本市史研究』十、二〇〇〇年）。
- (14) 東大史料架蔵謄写本『三浦系図伝』など。

- (15) 本郷和人「鎌倉時代の繪旨・院宣」入門」(『遙かなる中世』十七、一九九八年)。
(16) 注(13)に同じ。
(17) 『鎌倉年代記』・『武家年代記』元仁元年条。
(18) 政範の卒去は元久元年十一月五日(本論参照)であり、時政は翌二年閏七月十九日に牧氏の変で失脚・出家した(『吾妻鏡』同日条)から、朝時が時政の後継者として浮上したのは、この九カ月間ということになるが、時政が比企氏の縁に繋がる朝時に着目したのは、更に前であった可能性もある。
(19) 『吾妻鏡』建暦二年五月七日条・建保元年四月二十九日条。
(20) 河合正治氏「鎌倉武士団の構造」(『岩波講座日本歴史』「中世1」、岩波書店、一九六二年)二四〇～二四二頁。奥富敬之氏「鎌倉北条氏の基礎的研究」(吉川弘文館、一九八〇年)三四～三八頁。
(21) 『吾妻鏡』文治元年八月二十九日条。
(22) 残る一例は元暦元年十一月二十三日条で平家についてのもの。
(23) 例えば暦仁元年二月十七日条に見える三浦義村の家子三十六人。
(24) あるいは奥州藤原秀衡の三男で「泉三郎」を称した忠衡の一族か。
(25) 文治元年正月六日・同年三月九日・同年四月十五日・承元三年五月十二日・同年十一月十四日・貞徳二年五月十四日の各条。その他、建保元年五月六日条に載せる和田合戦交名の「御方被討人々」の末尾にある「此外手負源氏侍千余人」、承久元年三月十五日条の北条時房上洛の記事にある「扈從侍千騎」の「侍」は、その人数からして御家人のみではなく、御家人の率いた軍勢をも含む可能性が高い。
(26) 東寺百合文書・ヒ之部七(東大史料所蔵影写本)。
(27) 東大史料架蔵謄写本。
(28) 『太平記』卷十三「足利殿東国下向事付時行滅亡事」・卷三十五「北野通夜物語事付青砥左衛門事」に「徳宗領」とある。
(29) 京都大学文学部国史研究室所蔵『梅松論』上に「家督^{徳宗}、水戸彰考館所蔵『梅松論』上に「家督を徳宗と号す」とある。なお、群書類従・合戦部所収『梅松論』上は「家督を徳宗と号す」と「崇」字を記しているが、この「崇」字は上記の写本がいずれも「宗」字であることから誤植と判断される。
(30) 『若狭国税所今富名領主代々次第』は、群書類従・補任部所収の刊本の他に幾つかの写本が伝わるが、類従本と東大史料架蔵謄写本『若狭守護職次第』所収本及び東京大学文学部国文学研究室本居文庫所蔵写本『若狭国守護職次第』所収本の三冊を確認した。東大史料謄写本と本居文庫所蔵写本は前者が片仮名書き、後者が平仮名書きである点、字句の異動等の点から、系統が異なる写本と判断される。この三冊のいずれもが時宗の項で「号徳宗」と記しており、この部分は原本から「徳宗」であったと考えられる。
(31) 『新編鎌倉志』巻七の宝戒寺の項に「徳宗権現社」・「徳宗^{或作崇}領」とあり、『鎌倉攬勝考』巻六の宝戒寺の項では「徳宗権現社」で統一されている。
(32) 『吾妻鏡』弘長三年十一月二十二日条。『法然上人絵伝』巻二十六。祐津宗伸氏「法然上人絵伝」における諏方入道蓮佛」(『長野県立歴史館研究紀要』六、二〇〇〇年)。
(33) 『保暦間記』。
(34) 『鎌倉遺文』三十、No.三三三六三。
(35) 記紀以外では『愚管抄』・『神皇正統記』・『公卿補任』等。
(36) 『本朝皇胤紹運録』・『愚管抄』・『神皇正統記』・『公卿補任』等。
(37) 『鎌倉年代記』・『武家年代記』・『鎌倉大日記』・『関東開闢皇代并年代記事』(東大史料架蔵写真帳)・『將軍執権次第』・『吾妻鏡』巻首「関東將軍次第」等。
(38) 『吾妻鏡』元仁元年六月二十八日条。『北条時政以来後見次第』(東大史料架蔵影写本)は原題「御後見」で、執権・連署を区別していない。
(39) 青山幹哉氏は「鎌倉將軍の三つの姓」(『年報中世史研究』十三、一九八八年)八九頁において「流人として東国に來た源頼朝は幕府を建国した。この建国神話のなかで、頼朝配流の地蛭カ小島はまさしく天孫降臨の地高千穂峰であり、平家討伐の戦いは神武東征であった。幕府確立の

後に作られた『吾妻鏡』源頼朝記は神話性を多分にもち、この意味で『日本書紀』に比すべき史書と言えるだろう。」と述べている。

(40) 『北条時政以来後見次第』は、得宗については「正統」と記している。更に「安達宗顕三十三年忌表白文」(金沢文庫文書)において、安達時顕は自家安達氏について「自建久至建仁為三代將軍之経緯、自元久至弘安為六代御後見之輔翼」と記しており、この「六代御後見」は年紀と代数から庶家出身の執権・連署を除いた得宗歴代を指している。

(付記) 第2・3節は、二〇〇〇年十一月十二日史学会大会中世史部会小シンポジウム『吾妻鏡』と鎌倉幕府』において、細川が報告した内容を改訂・補筆したものである。